

見積参考資料

工事名 県道妹尾吉備線（入江小橋）塗装補修工事

- 1 本見積参考資料は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、請負契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

2 設計金額の表示単位

本工事の設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

項 目	数値処理	単位（円）
1. 施工代価表	1 円未満切り捨て	円止まり
2. 直接工事費	—	円止まり
3. 処分費等控除額	1 円未満切り捨て	円止まり
4. 共通仮設費積上げ分	—	円止まり
5. 共通仮設費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
6. 純工事費	—	円止まり
7. 現場管理費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
8. 工事原価	—	円止まり
9. 一般管理費等	工事価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整	円止まり
10. 工事価格	—	万円止まり
11. 消費税相当額	—	円止まり
12. 請負対象工事費	—	円止まり

3 積算条件

本工事は、下記の条件で積算を行っている。

① 資材単価適用年月 令和 8 年 6 月

「岡山市公共工事設計資材単価表」は、以下の方法で確認できます。

a)閲覧される場合

岡山市役所 本庁2階行政事務管理課情報公開室

b)ホームページより閲覧

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004448.html>

上記ページの「岡山市公共工事設計資材単価について」に掲載しております。

② 「土木工事市場単価」及び「土木工事標準単価」適用年月 令和8年4月

※ただし資材単価適用年月が「令和8年5月」以降のものは、一部の市場単価で令和8年1月を適用しているものがあるため、以下の方法で確認をお願いします。

a)閲覧される場合

岡山市役所 本庁2階行政事務管理課情報公開室

【岡山市 公共工事設計資材単価表 令和8年5月】に「土木工事市場単価及び土木工事標準単価の適用について」を掲載しております。

b)ホームページより閲覧

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004448.html>

上記ページに「土木工事市場単価及び土木工事標準単価の適用について」を掲載しております。

③ 積算基準書年版 令和7年度 土木工事標準積算基準書（岡山市）

閲覧される場合

岡山市役所 本庁2階行政事務管理課情報公開室

④ 間接工事費

土木工事標準積算基準書

間接工事費の工種区分	鋼橋架設工事
間接工事費 の施工地域補正区分	☐ 市街地（DID補正） ☐ 一般交通影響有り（1） ☒ 一般交通影響有り（2） ☐ 山間僻地及び離島 ☐ 該当なし（補正なし）

⑤ 一般管理費等

前払金支出割合	35%を超えるもの
契約保証の方法	金銭的保証

上記積算条件は、当該工事の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るため示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。

4 仮設材質料積算条件

本工事は、下記の条件で仮設材質料の積算を行っている。

名 称	規 格	使用数量	供用日(月)数	使用回数
足場工	足場工(床版補強工)	209m2	3.0月	1回
	足場工(朝顔)(床版補強工)	209m2	3.0月	1回
	防護工(床版補強工)	209m2	3.0月	1回
	板張防護工(朝顔)			
	防護工(床版補強工)	209m2	3.0月	1回
	シート張防護工(朝顔)			
	底面シート張防護設置時	209m2	3.0月	1回

5 資材価格

(1) 決定単価

本工事は、下記のとおり実勢取引価格調査及び見積りに基づき決定した価格を使用している。

名称	規格	単位	単価(円)	備考
オープンドラム缶	200L	缶	8,000	
呼吸用保護具用フィルター		個	2,230	重松 V3/0Vフィルター 同等品以上
使い捨て化学防護服		着	1,750	タイベック ソフトウェアⅢ同等品以上
防護手袋		双	510	重松 37-176同等品以上
シューズカバー		足	440	タイベック シューズカバー6873同等品以上

※消費税は含まない。現場着価格である。

6 その他

(1) 施工代価表第14号について、以下の規格の材料を見込んでいる。

名称	規格
断面修復材	コンクリート補修材料・断面修復材 ポリマーセメントモルタル（上部工用）

- (2) 施工代価表第1号は見積による歩掛を採用している。
- (3) 施工代価表第10号（床面シート張防護設置時）について、「橋梁架設工事の積算 令和7年度版（一財）日本建設機械施工協会」の歩掛及び単価を採用している。なお、補正後の歩掛（ $N \times k1 \times k2$ ）における計算結果の端数処理については、小数第4位を四捨五入して、小数第3位とする。
- (4) 施工代価表第11号（湿式塗膜剥離剤工用養生シート工、吊足場）について、「橋梁架設工事の積算 令和7年度版（一財）日本建設機械施工協会」の歩掛及び単価を採用している。なお、補正後の歩掛（ $N \times k1 \times k2$ ）における計算結果の端数処理については、小数第4位を四捨五入して、小数第3位とする。
- (5) 施工代価表第11号について、面積数量は、剥離回数3回分の面積を計上している。
- (6) 施工代価表第14号（極小規模高力ボルト本締工）について、「橋梁架設工事の積算 令和7年度版（一財）日本建設機械施工協会」及び「橋梁補修補強工事積算の手引き 令和7年度版（一財）日本建設機械施工協会」の歩掛を採用している。
- (7) 施工代価表第15号（ピンテール仕上げ工）について、「橋梁架設工事の積算 令和7年度版（一財）日本建設機械施工協会」の歩掛を採用している。
- (8) 施工代価表第22号（極小規模無収縮モルタル工）について、「橋梁架設工事の積算 令和7年度版（一財）日本建設機械施工協会」及び「橋梁補修補強工事積算の手引き 令和7年度版（一財）日本建設機械施工協会」の歩掛を採用している。